

包括外部監査の結果報告書

平成14年3月25日

倉敷市包括外部監査人

高見 太平

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び倉敷市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 選定したテーマ（特定の事件）

補助金等の執行状況について

第3 テーマを選定した理由

昨今の、税収の伸び悩みが深刻化するなか、新たな事業や投資的経費に充てる財源は、年々先細りの状態にある。そんな状況のなか、倉敷市の補助金等は、有効性、経済性及び効率性の観点から最小の経費で最大の効果が得られているのかを検証しようと考えてテーマとして選定した。

第4 外部監査の方法

1. 監査の要点

- ① 公益性のない事業または団体に交付されていないか。
- ② 補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
- ③ 補助効果の点により整理すべきものはないか。
- ④ 補助金の交付時期は当該補助事業にとって妥当であるか。
- ⑤ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ⑥ 事業計画どおりの精算が行われているか。
- ⑦ 平成9年8月28日付の「補助金等の適正化の方策について」（倉敷市補助金等審議会答申）（以下「答申」という。）に述べられている通りに平成12年度末現在適正化がなされているか。

2. 主な監査手続

- ① 平成12年度において執行された補助金等が「倉敷市補助金等交付規則」に規定さ

れているとおりに執行されているか検証した。

- ② 補助金等について、交付申請書、交付決定書、交付決定通知書等を照合することにより補助金交付事務手続きが適正に実施されているか検証した。
- ③ 補助金交付先の一部について現地視察及び関係帳簿類等の照合を行った。
- ④ 「答申」に述べられている、①廃止すべきものとした補助金等及び②削減等を行うべきものとした補助金等が平成 12 年度現在「答申」どおりになされているか検証した。

第 5 監査対象

- ① 一般会計から支出された補助金等のうち平成 12 年度当初予算額の概ね大きい順に抽出した 36 件の補助金等（概ね 2,000 万円以上）（別紙）
- ② 「答申」に述べられている「廃止すべきものとした補助金等」（P20 の表に掲げられた補助金等）及び「削減等を行うべきものとした補助金等」（P20 から P23 の表に掲げられた補助金等）

第 6 外部監査の実施期間

平成 13 年 4 月 17 日から平成 14 年 3 月 22 日まで

第 2 章 監査対象の概要

1. 補助金等の意義

補助金は、特定の事業、研究等を育成、助成するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出するものである。その一般的性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであることである。

2. 補助金等の課題

補助金等の支出については、以下のような基本的な課題がある。

- ① 補助金等の交付の目的は、公益に資する必要がある。
補助の目的や内容が個人のプライバシーを侵さない範囲で、広く市民に公開され、市民にもたらされる利益・効果が客観的に認識されなければならない。
- ② 補助金等は、有効な事業に支出されなければならない。
補助金等は、それに見合った行政効果を上げているか否かを評価し、助成の効果が大きいもの、市民の要望や期待に応じているものに優先的に支出されなければならない。
- ③ 財政の健全性を高めるため不断の見直しが必要である。
補助金等の支出は、市の独自の判断を行う余地が広いと、財政運営に与える影響が少なくない。従って、補助金等の合理的交付とスクラップアンドビルドの原則によって不断の見直しが必要である。

3. 補助金等の交付事務手続

倉敷市の補助金等の交付は、一般的に以下のような手続きとなっている。

① 一般的な補助金交付手続

交付申請 → 交付の決定 → 決定の通知 → (状況報告)
→ 実績報告 → 額の確定 → 確定の通知 → 補助金の支払

② 事業実施後の補助金交付手続

交付申請(実績報告) → 交付の決定 → 決定の通知 → 補助金の支払

③ 概算払い若しくは前金払いによる補助金交付手続

交付申請 → 交付の決定 → 決定の通知 → 概算払い(前払い)
→ (状況報告) → 実績報告 → 額の確定 → 確定の通知
→ 補助金の精算

4. 補助金等の歳出決算額

補助金等の過去5年間の歳出額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
11,619	10,054	7,377	5,778	6,399

第3章 監査の結果及び意見

第1 補助金等の執行事務

補助金等の執行事務の状況について関係諸資料により監査を実施した結果は以下に挙げる補助金等のように指摘事項のあるものもあるが、その他は、法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適正に執行されているものと認められた。

1. 民間保育所施設整備費等補助金、民間保育所大規模修繕費補助金

(1) 制度の概要

民間保育所施設整備費等補助金(少子化対策臨時特例交付金)は、平成11年度か

ら 13 年度までの限定事業で、国が緊急的に支給した特例交付金を、少子化対策事業を行った事業者に交付するものである。

民間保育所大規模修繕費補助金は、市内において保育所等を経営する民間の社会福祉法人等が行う大規模修繕について補助金を交付し、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。対象事業は、60 万円から 1,000 万円の範囲内の民間保育所が行う修繕工事で、総事業費から 60 万円を控除した額の 2 分の 1 を補助するものである（補助額の上限は 500 万円）。

(2) 執行実績（平成 12 年度）

民間保育所施設整備費等補助金	38 園	236,937 千円
民間保育所大規模修繕費補助金	13 園	18,405 千円

(3) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(4) 意見

⑦補助基準額について

「答申」は、「大規模修繕費補助金の交付対象基準額を引き上げ、限度額を削減することが適当。」とされた。これを受け、平成 10 年度より従来の 30 万円から、60 万円を越える事業が補助対象となり交付対象基準額が引き上げられた。しかし 60 万円という数字に根拠があるわけではない。

また、平成 14 年度より補助対象工事金額の上限が 500 万円となり、それを超える工事につき市の補助金は出さなくなった。その際、まず、社会福祉法人が積み立てている修繕引当金の 4 分の 1 を事業費に当て、残りの 2 分の 1 を補助することとなった。修繕積立金があるのにもかかわらず長期間使用されない一方で、一定の修繕工事について補助金が受けられるといった点は改善された。

⑧入札の適用について

補助金支払までの流れは以下のとおりである。

①倉敷市内示

倉敷市の内示を受け各法人は理事会を開催し指名業者の選定、届け出をする。

②現場説明

各法人は指名業者を集め現場説明をする。

③入札

各法人は入札の結果を受け、理事会を開催し契約承認、届け出をする。工事請負契約締結後工事に着工する。

④補助金交付申請

各法人は申請額算出内訳、事業計画書、予算書等を添付して補助金交付申請をする。

⑤補助金交付決定

各法人は年度末までに工事を完了し検査をする、または備品の検収をする。

⑥補助金実績報告

各法人は精算報告書、事業実績報告書、契約書、完成図面、完成写真、完了届、決算見込書等を添付して補助金実績報告をする。

⑦補助金額確定通知

⑧補助金支払

倉敷市は補助金を支払う、法人は請負業者に代金を支払った後工事（備品）代金支払報告書、工事（備品）代金受領報告書の提出をする。

前述③の入札は倉敷市財務規則に準じて一定の金額を超える契約に適用されている。参考までに倉敷市の場合、随意契約によることができる契約の種類及び金額は下記のとおりである。

記

・ 工事または製造の請負	130 万円以内
・ 財産の買い入れ	80 万円以内
・ 物件の借入れ	40 万円以内
・ 財産の売り払い	30 万円以内
・ 物件の貸付	30 万円以内
・ 上記以外のもの	50 万円以内

上記を超える金額は入札によらなければならない。しかし、倉敷市という組織と比較して規模の小さな民間保育所等に対して倉敷市の財務規則をそのまま準用して入札方式を適用すれば、手続が煩雑となり、かつ経費の増嵩をきたすなどの弊害を伴い、かえって不合理な結果を招くおそれもある。随意契約の範囲を拡大しても現行の入札契約と大差ない結果が得られ、実害がない場合は十分あり得る。民間保育所等の実情に合わせて手続の簡素化を検討すべきである。

2. 倉敷市社会福祉協議会事務局、事務所人件費補助金

(1) 制度の概要

社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会（以下、「倉敷市社会福祉協議会」という。）の目的と主な事業内容は以下のとおりである。

⑦目的

倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

①主な事業

地域の組織化と基盤強化として、地区社会福祉協議会の設置推進、福祉協力員の推進、共同募金運動推進への協力、歳末たすけあい運動の推進、機関紙発行による啓発活動。

地域住民の自主的福祉活動の推進として、連絡会議の開催、地域福祉活動に対する振興助成、福祉講座の開催。

在宅福祉サービスの推進として、給食サービス事業の実施、介護者の会育成事業の実施、友愛訪問事業の実施、介護機器介護用品リサイクル事業の実施、住民参加型在宅支援サービス事業の実施。

福祉教育及びボランティア活動の推進として、ボランティアの組織化、福祉講座出前講座の実施、障害者社会参加促進事業、知覚障害者ガイドヘルパーの派遣、福祉の店の運営。

児童、高齢者、障害者及び低所得世帯に対する福祉の推進として、老人クラブ、心身障協会等への援助、生活福祉資金の貸付、障害児を囲む親子ふれあい事業の実施、日常経済生活サポートセンター事業の実施。

これらの事業を行う「倉敷市社会福祉協議会」に対して平成 12 年度において以下の補助金を支出した。

1) 社会福祉協議会事務局・事務所人件費補助金	118,921 千円
2) 心配事相談事業補助金	540
3) 福祉ボランティア育成事業補助金	1,334
4) 福祉の店運営費補助金	261

平成 13 年 3 月 31 日現在における「倉敷市社会福祉協議会」の純財産は 198,739 千円、繰越金は 26,802 千円である。

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

「答申」では、「倉敷市社会福祉協議会」において、「事務所の縮小等人員配置の適正化計画を策定し、それに従った見直しを行うことが適当である。」とされている。支出合計 325,747 千円（他会計繰出し金支出を除く）のうち人件費が 166,786 千円と 51%を占めている。退職金支出を除いた人件費は支出のうち 44%であり、人員配置の再検討は必要と考えられる。これに対して、退職者の不補充、事務所縮小等人員費削減を倉敷市は要請したが、相談業務が多く人件費がかさむ性格の事業であることと、プロパー職員の整理は難しいこと、権利擁護事業という新しい事業が始まった事等で人件費の削減はできていないのが現状である。

また、10 年度 17,298 千円、11 年度 35,580 千円、12 年度 26,802 千円の繰越金が発生しており、平成 12 年度における純財産は 198,739 千円で総資産 252,495 千

円の 78.7%を占めるにいたっている。これは、相当程度の繰越金が継続して生じた結果であり、この点からも補助金交付基準の見直しが必要と考えられる。

平成 13 年 8 月から 11 月に審議された補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）においても「現行どおり継続する。」としているが、『「答申」どおりの『人員配置の適正化計画を策定しそれに従って見直し。』をおこなうこと。』とも述べており、早急な「見直し。」が望まれる。

3. 職員厚生会補助金（団体保険取扱事務費補助金他 3 件含む。）

（1）制度の概要

㊦職員厚生会補助金

職員の元気回復と一層の融和を図ることを目的として、実施団体である倉敷市職員厚生会の厚生事業に用途を限定して昭和 50 年度から補助を実施している。

当該補助金は、本市の資金運用を考慮し、4 月、6 月、8 月、10 月の 4 回に分割して交付している。

また、事業終了後速やかに倉敷市職員厚生会から実績報告の提出を求め、補助金の精算を行い、残額を市に戻入させている。

①平成 12 年度実績

補助金決定額（当初予算額）	66,003 千円
補助金確定額	58,553 千円
戻入額	7,450 千円

②厚生事業の範囲

- ①元気回復と職場の一体的融和を図るために計画された厚生事業であること。
- ②特別な場合を除き職場単位に全員参加できる内容のもので、大多数の職員が参加する厚生事業であること。

③対象職員

- ①常勤の特別職、一般職員、長期雇用職員
- ②非常勤嘱託員で週 30 時間以上勤務する者
- ③その他市長が特に認めた者（労働組合）

④補助額（1 人当たり交付基準上限）

対象職員①、③	17,000 円
対象職員②	14,000 円
兼務職員	9,000 円

※ 「答申」に基づき平成 10 年度、11 年度に減額

⑤倉敷市職員厚生会

市の目的達成のため「倉敷市職員厚生会厚生事業特別補助要綱」を定め、各職場へ通知、実施しており、職場の親睦旅行が中心となっている。

なお、事業不参加者については、権利放棄の確認印を押印させ補助対象人員から除いている。

①団体保険取扱事務費補助金及び災害共済会事務費補助金

市の職員が保険会社等の保険に加入し、その支払を市が各職員の毎月の給与から天引きして一括して保険会社等に支払うように要請され、その事務取扱手数料を市が受け取り、その手数料を市は厚生会へ補助金として同額を支出している。

②体育奨励費補助金及び市民祭参加補助金

③執行実績（平成 12 年度）

職員厚生会補助金	58,553 千円
団体保険取扱事務費補助金	42,008
災害共済会事務費補助金	1,980
体育奨励費補助金	2,984
市民祭参加助成金	1,998
合 計	107,525 千円

(2) 監査結果

㊦「答申」どおりの削減がなされているか

「答申」においては、「削減を行うべきもの」とされ、「金額等について改めて検討を加えることが適当である。」と指摘されているが、その点については、一人あたりの補助額を漸次削減してきているので「答申」どおりということになる。

㊧その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

㊦職員厚生会補助金について

(2) 監査結果㊦で述べているように、「答申」どおり削減されてはいるが、厚生事業の範囲に述べられている補助目的どおりに、支給がなされているかどうか等補助金のあり方について不断の持続的な検証を行い、抜本的に見直す必要があると思われる。

㊧団体保険取扱事務費補助金及び災害共済会事務費補助金について

この二つの補助金は、市が保険会社等から収受すべき金額をいったん市が諸収入として受け入れ、職員厚生会が保険取扱事務を行っていること及び本来は保険に加入している各職員に還元するのが当然だという理由により全額厚生会に補助金として支出されている。

しかし、職員厚生会には市職員との兼務職員がいるが、職員厚生会の決算書には人件費が計上されておらず、兼務職員の人件費は市が全額負担していることになり、保険取扱等事務を職員厚生会が行っているとは言い難い。また、取扱事務手数料の本質は、保険会社等が各保険加入の職員個人個人から保険料を徴収すべきものを給

与支払者が各職員から天引き徴収して一括支払をしてくれたための手数料と解される。保険会社等においても、保険加入者からの保険料を一括徴収して支払ってもらえる手数料として当然市に対して取扱手数料を支払っているはずである。

せめて人件費及び事務費等直接間接にかかった費用の負担を、市は職員厚生会に求めるべきである。このことをふまえ、「検討委員会」において「電算処理経費及び人件費相当分を削減する。」ということで、平成14年度より5,880千円の削減を決定しているのは望ましい方向に一歩近づいたと言える。

⑦共済費について

職員厚生会補助金には含まれていないが、共済費の費目で職員厚生会へ平成11年度119,741千円、平成12年度118,937千円支出されている。

当該支出の根拠は「倉敷市職員の福利厚生制度に関する条例」であり、本俸の千分の七が計上されている。

地方公務員共済組合及び地方公務員災害補償基金等に対する市の負担額に含まれ、予算書及び決算書において当該支出が職員厚生会への支出として明瞭に表示されるように工夫する必要がある。

4. 重度障害者等住宅改造費補助金

(1) 制度の概要

⑦目的

介助を必要とする障害者及び高齢者が、自宅において暮らしやすくするために、それを扶養し同居している親族が、居住している住宅を改造する場合にその一部を補助し、障害者の自立を助長し、介護者の負担の軽減を図る。

⑧執行実績

平成12年度 193件 98,524千円

(2) 監査結果

⑦交付手続きの書類一式の整備状況

書類の整備状況については、1件見積書のないものがあったが、それ以外の整備状況は良好と判断した。

⑧その他には、指摘する事項はない。

5. 伝統的建造物群保存修理事業費補助金

(1) 制度の概要

⑦目的

伝統的建造物群保存地区における建造物及び伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められるものに対して助成措置を行うものである。

①執行実績

平成 12 年度

単独補助	15 件	68,292 千円
国県補助	3 件	20,000 千円
合 計	18 件	88,292 千円

(2) 監査結果

㊦工事内容、費用の妥当性について

工事価格の妥当性については、建築物の特殊性により単価基準が設定できず、一般の建築工事に比べて割高となっており妥当性を判断するのは困難である。市としては単価の異常なものは事前に協議して調整するとのことである。

実際の工事見積書を通査した結果としては、全般として割高であるが異常なものは見当たらなかった。

①その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

㊦年度を越える工事の補助金について

同一建物の改修工事について、工期が前年度と今年度にまたがるものがあり(平成 12 年 2 月～6 月)、ともに限度額 500 万円で計 1,000 万円の補助金となっている。契約書は一式の契約となっており、見積書は 1 期、2 期の工事に分けてあり、1 期は屋根より上の改修で、2 期は屋根より下の壁等の改修である。

担当者の説明では、年度をまたがって補助金の額を多くする方法は、他の市でも行われており、国の場合は 5 年度連続の場合もあるとのこと。改修の内容を市からの要請に沿ってもらうため(屋根瓦をセメント瓦から本瓦へ変更)に負担を軽減するための措置である。経緯は理解できるが、補助限度額の意味がなくなるばかりか他の単年度工事の補助との不公平が生じる恐れがある。例外的に限度額を超えての補助金が必要な場合は、市長が必要と認めれば審議会開催により可能である。

年度を越える補助金は望ましくない。

①補助対象の区分について

補助対象として「外観の保存修理」、「構造耐力上主要な部分の修理」及び「防災上構造耐力を増すものと認められるもの」となっている。よって外観の保存修理と同時に内部の修理を行った場合に内部工事のどこまで補助対象となるのかは担当者の判断によることとなる。大部分については問題なかったが、1 件について見積書と精算書で補助対象の区分に違いがあるものがあった。これは、車庫土間のコンクリートはつり及び排水工事等計 821 千円について、見積書では補助対象となっており、精算書では補助対象になっていなかった。結果としては限度額の 500 万円で打ち切りとなり補助金額に影響はなかったが、補助対象について明確な区分が望まれる。

6. コミュニティ集会所設置費補助金

(1) 地域集会所設置費補助金、集会所屋外スロープ設置費補助金

㊦制度の概要

町内会や自治会などの町、丁目、字等の地域社会を基盤とする住民自治組織が設置運営する、地域集会所の建物の建設、大修繕などに対して補助することによって、地域のコミュニティ活動の充実を図る。

補助内容(平成 12 年度関係のみ)

補助対象	補 助 内 容 な ど	補助限度額
新築・増築・改築	基準工事費または工事実費のうち、いずれか低い額で対象経費の 50%	800 万円
大修繕	工事費から 20 万円を差し引いた額の 50%	800 万円
冷暖房設備の設置	補助対象経費の 50%	100 万円
公共下水道への 接続工事	補助対象経費の 50%	50 万円
屋外スロープ設置	選挙の投票所など公共の目的で使用する集会所	工事費実費

㊧執行実績

平成 12 年度

地域集会所設置費補助金	33 件	70,150 千円
集会所屋外スロープ設置費補助金	2 件	310 千円
合 計	35 件	70,460 千円

(2) 校区集会所設置費補助金

㊦制度の概要

概ね小学校区を単位として組織された住民自治組織（コミュニティ協議会）が、集会所を建設・取得・公共下水道接続、冷暖房設備を設置することに対して補助する。

そのことによって、概ね小学校を単位とする広さのコミュニティ活動の推進を図る。

補助内容(平成 12 年度関係のみ)

補 助 対 象	補 助 内 容 な ど	補助限度額
冷暖房設備の設置	補助対象経費の 70%	140 万円

㊧執行実績

平成 12 年度

あたごふれあい会館

827 千円

(3) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(4) 意見

大修繕、及び冷暖房設備に対する補助等については、補助内容が実際に施工された工事实費を基準にしている為、同種工事でありながら実施例により、補助額が異なる恐れがあり、新築・増築・改築対象補助金のように基準工事費を設ける等の歯止めを考慮する必要があると思われる。

現に平成12年度冷暖房設備補助のうちいわゆる壁掛け50型の工事施工が5件あるが一台あたり見積り金額は以下のごとくである。

機 種 名	金 額
ダイキン S50ATDV	352,800 円
長 府 R A - 5024	189,000
日 立 R A S - 50PX2	521,850
ダイキン S50BTDP-W	387,840
ダイキン S50BTEP-W	291,216

日立RAS-50PX2の工事費が異常に高いのは、この見積額が機器について定価で計算されているからであり、その他のものは機器についてはその見積り額は概ね定価の7割程度であるのに対して例外的な見積り額となっている。

また、大修繕についても、相見積りをとる等の措置が必要であると思われる。

7. 特別養護老人ホーム施設整備費補助金、グループホーム施設整備費補助金

(1) 制度の概要

⑦目的

市内において、社会福祉施設等の施設整備又は設備整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、社会福祉施設入所者等の福祉の向上を図る。

⑧執行実績

平成12年度	特別養護老人ホーム施設整備費補助金	2件	49,126千円
	グループホーム施設整備費補助金	2件	23,434千円

(2) 監査結果

⑦添付書類の不備について

交付決定通知書で交付条件として「工事代金支払報告書(A)」「工事代金受領報告書(B)」の提出を定めてあるが、次の不備があった。

①(A)(B)共に提出がなされていないもの1件。

②(A)は日付の記載がなく、(B)は顧問公認会計士(顧問税理士)の証明の添付のないもの1件。

③その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

㊦添付書類の不備について

交付決定通知書への書類添付の趣旨は、過去にみられた社会福祉法人の補助対象工事に係わる不正な利益供与を防止するためのものである。よって、社会福祉法人の側からとしては工事の正当性を証明するために積極的に提出すべきものであり、提出しなければ不正の疑問をもたれて当然であるといえる。また、市としては交付条件としているならば、例外なく提出の徹底を図るべきである。

㊧設備の工事契約額の妥当性について

工事金額自体の妥当性については、件数が少なく単価基準もないため検証は困難であるため行っていない。単純な比較はできないが、面積、総工事費用の比較をすれば次のとおりとなり、「A法人」が割高と思われる。

	社会福祉 法人名	総工費 (千円)	延面積 (㎡)	面積単価 (千円/㎡)	平成12年 度市補助金 (千円)	内 容
特別養護老人ホーム整備	A法人	322,553	670	481	43,362	特養(80名→110名)及びショートステイ(10名→20名)の増設
特別養護老人ホーム整備	B法人	32,970	—	—	5,764	特養のエレベーター設置
グループホーム整備	C法人	82,333	253	325	12,050	グループホーム整備(9名)
グループホーム整備	D法人	105,074	572	184	11,384	グループホーム整備(18名)

8. 民生・児童委員活動費補助金

(1) 制度の概要

民生委員・児童委員活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進を図るため民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)に対して所定の算出方法により各委員に交付しその活動を促進している。

補助基準額は次の㊦及び㊧に規定する額の合計額である。

㊦民生委員・児童委員活動費

基準単価(60,300円)×民生委員・児童委員の人数

民生委員・児童委員の活動月数が12箇月に満たない場合には基準単価に活

動月数を乗じて得た額を 12 で除した額(10 円未満の端数が生じた場合には、その全額を切り捨てる)を基準単価として算定する。

④民生委員・児童委員会長活動費

基準単価(11,920)×民生委員・児童委員会長の人数

民生委員・児童委員会長の活動月数が 12 箇月に満たない場合には上記、民生委員・児童委員活動費と同様に算定する。

補助対象者は民生委員(主任児童委員を含む)627 名である。

平成 12 年度実績

地 区 名	金 額
倉敷地区	16,148,230 円
児島地区	7,748,430
玉島地区	5,903,670
水島地区	8,015,450
合 計	37,815,780 円

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

変更交付申請の様式が 4 地区それぞれ異なっており統一するほうがよいと思われる。

9. 倉敷市シルバー人材センター運営費補助金

(1) 制度の概要

⑦目的

シルバー人材センターの目的である、定年後等において生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを促進するために予算の範囲内で補助金を交付する。

⑧執行実績

平成 12 年度	運営費補助金	36,864 千円
	介護サービス促進事業補助金	3,250 千円

(2) 監査結果

⑦補助金の額の妥当性について

金額的妥当性については、交付基準がないため判断はできない。実際は当センタ

一の収支を補う額が交付されている。

①補助金等審議会の「答申」について

「答申」の指摘事項で、「削減等を行うべきものとして、繰越金が年間契約額の概ね1ヶ月分を超える場合は補助金額を削減することが適当である。」とある。

平成12年度では繰越金(次期繰越収支差額)22,653千円、年間契約額464,965千円の12分の1は38,747千円であり超えてはいない。

⑦センターの運営状況について

当人材センターの収支状況については、次に示すように、収入・支出のうち受託事業の部分がほとんどであり、そのうちでも配分金収支が大部分となっている。これ以外の管理費支出はほとんど補助金収入で補っているため補助金なしでは、財団単独では存続できない状態となっている。

シルバー人材センター収支状況(平成12年度決算書より)

(単位:千円)

(1) 収入

受託事業収入	464,965	うち配分金収入 410,653 千円
補助金等収入	68,215	うち市から 40,114 千円連合会から 17 百万円
その他	6,508	
当期収入計	539,688	
前期繰越収支差額	21,470	
収入計	561,158	

(2) 支出

事業費		
受託事業費	437,637	うち配分金支出 410,653 千円
就業開拓提供費	13,052	
SP事業費	6,490	
緊急雇用支援事業費	4,563	
その他	2,011	
事業費計	463,753	
管理費		
人件費	47,518	
一般運営費	17,431	
管理費計	64,949	
固定資産取得支出	3,554	
特定預金支出	6,247	
当期支出計	538,505	
当期収支差額	1,183	
次期繰越 収支差額	22,653	

⑤その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

㊦実績報告について

交付規則では「実施状況報告書」の提出が義務付けられている。運営費補助金については、法人のすべての費用について補助対象となっているわけではないので「通常総会議案書」で代用できるか疑問である。

㊧運営費補助金の交付時期について

補助金の交付は4回に分けて4月、7月、10月、1月に交付されている。均等ではなく、年度初4月に60%を交付している。運営費であれば均等交付でよいのではないかと。

10. 倉敷市観光協会補助金

(1) 制度の概要

㊦目的

「観光者の案内、施設の紹介等接遇の改善を図り、観光施設の整備運営を促進すること等によって、倉敷市地域における観光事業の健全な発展につとめ、市民文化の向上と福祉の増進に寄与すること。」を目的として設立された社団法人倉敷市観光協会（以下「観光協会」という。）に対し、その運営を補助するために職員費補助金及び事業費補助金を交付する。

㊧補助金の交付方法

概算払いにより4回に分割で支払った後、「観光協会」の決算状況により補助金を調整して、最終的に補助金の額を決定する方法によっている。

㊨執行実績

平成12年度	34,985千円
--------	----------

(2) 監査結果

当補助金は「答申」の「削減等を行うべきものとした補助金等」の一つとなっているが、その「答申」どおり市内まつり等への補助金は平成10年度以降廃止されているが、バス駐車場業務に対する補助金は、答申では20%削減をすべきとなっているが平成10年度以降10%削減されただけで平成12年度に至っている。

なお、「検討委員会」において平成14年度以降100千円（10%相当額）の削減が決定された。

その他には、指摘する事項はない。

11. 看護婦養成機関補助金

(1) 制度の概要

医療機関の看護婦不足対策として財団法人倉敷市保険医療センター及び医師会が

運営する看護婦養成所に対し、岡山県が補助した額の半額を次年度に補助するものである。

倉敷市には、補助基準額について交付要綱等はなく、単純に平成 10 年度までは岡山県の補助額の半分を補助してきた。しかし、岡山県の補助額が 10 年度に大幅に減額されたのを受けて、倉敷市においては激変緩和措置として 11、12 年度は 10 年度と同額を補助した。交付先は、財団法人倉敷市保健医療センターの倉敷看護専門学校（昼間部、定時制）、倉敷医師会の倉敷看護高等専修学校、児島医師会の児島看護高等専修学校、玉島医師会の玉島看護高等専修学校の 5 校である。

平成 9 年度から 12 年度までの補助金執行状況は下記のとおりである。

記

平成 9 年度	34,756 千円
平成 10 年度	34,936
平成 11 年度	34,936
平成 12 年度	33,697

(2) 監査結果

倉敷市には、補助基準額について交付要綱等がない。平成 10 年度までは岡山県補助額の半分という基準で交付されてきたが、11 年度以降この額を据え置くということは交付基準の変更である。交付要綱等がないままに、従来と異なる基準で補助金を支給することは問題であり、文書化した交付基準の作成が必要と考えられる。

その他には、指摘する事項はない。

12. 宿泊施設設置奨励金

(1) 制度の概要

倉敷市観光客受入れ対策の一環として、民間による宿泊施設の設置を促進し、もって本市の観光事業の振興に資するため、宿泊施設を市内に設置する者に対して交付する奨励金である。

奨励金の額は、基準年度から 3 箇年度の各年度において対象宿泊施設に対して課される固定資産税相当額の合計額である。奨励金はこの金額を 9 年間にわたり第 1 年度から第 3 年度は基準年度に係る固定資産税相当額の 3 分の 1 が、第 4 年度から第 6 年度は基準年度の翌年度に係る固定資産税相当額の 3 分の 1 が、第 7 年度から第 9 年度は基準年度の翌々年度に係る固定資産税相当額の 3 分の 1 が交付される。

奨励金交付の対象になる施設は基準年度における固定資産課税台帳に登載された固定資産の課税標準額の合計額が 2 億円以上の市内に設置される建築基準法その他の法令に適合する宿泊施設であり、奨励金の交付の対象となる者は市税を完納して

いる対象施設を設置する者で、旅館業法第3条第1項の許可を受けた者又は許可を受け、かつ、市税を完納している者に営業を委託している者である。

平成12年度実績

業者名	金額
A ホテル	10,111 千円
B ホテル	4,714
C ホテル	2,695
D ホテル	6,094
E ホテル	1,677
F ホテル	1,877
合計	27,168 千円

(2) 監査結果

特に指摘する事項はない。

(3) 意見

この制度は目的が観光客受入れ対策であるという趣旨で奨励金が交付されている。一部のものに観光客の宿泊がなされているのか疑義があるので、奨励金の交付決定に際して、観光客受入れに寄与しているかどうかを検討する必要があると思われる。

13. はりきゅう施術給付金

(1) 制度の概要

㊦目的

市内に住所を有する高齢者に対し、はり・きゅうの施術費の一部を給付することにより、高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

㊧対象者

市内に住所を有する満70歳以上の高齢者とする。

㊨施術の範囲

末しょう神経疾患及び運動器疾患

㊩事業実施方法

(a) 施術券

申請に基づき、対象者1人当たり、月5枚の施術券を交付する。

(対象者1人当たり、1会計年度60枚を限度とする。)

(b) 自己負担額

施術1回当たり、500円とする。

(c)給付額

厚生労働省の定める療養費の算定基準中の、初回以外の施術に係るはり・きゅう施術料金から自己負担金を控除した額とする。

④執行実績

平成 12 年度 19,081 千円

(2) 施術給付金の事務手続(一般の補助金交付申請の手続と違う)

- ①施術担当者の指定申請 (施術師→市)
- ②指定書の交付 (市→施術担当者)
- ③施術券及び施術券交付証の交付 (市→受給資格者)
- ④自己負担金 (受給資格者→施術担当者)
- ⑤施術費の請求方法 (施術担当者→市)
- ⑥請求時期 (施術担当者→市)
施術月の翌月 10 日までに
- ⑦支払方法 (市→施術担当者)
- ⑧支払時期 (市→施術担当者)

(3) 監査結果

はり・きゅう施術給付金で「答申」の「廃止すべき補助金」に該当しているものは支給対象者を国民健康保険被保険者で満 65 歳以上の市民のみとしていたもので平成 9 年度で廃止された。

それにかわり、平成 10 年度から支給対象者を市内に住所を有する満 70 歳以上の市民として他の別の補助金としてスタートした。

なお、「検討委員会」の審議の結果、「他市に比べ補助額が高額なため」という理由により平成 14 年度から平成 16 年度までそれぞれ 3,544 千円合計 10,632 千円の削減を実施することとした。

その他には、指摘する事項はない。

第2 廃止すべきものとした補助金等及び削減等を行うべきものとした補助金等

1. 廃止すべきものとした補助金等

(1) 「答申」により廃止すべきものとした補助金等の過去5年間の執行状況

(単位:千円)

執行名称	8年度執行額	9年度執行額	10年度執行額	11年度執行額	12年度執行額
由加山さくらまつり補助金	300	—	—	—	—
市民憲章普及事業委託料	400	—	—	—	—
高齢者サービス相談センター運営費補助金	60	—	—	—	—
介護手当支給事業協力補助金	500	500	500	500	0
ホームヘルプサービス事業意見書作成補助金	63	57	72	60	—
婦人学級総括研修会委託料	100	—	—	—	—
交通安全協会補助金	429	430	—	—	—
倉敷市議会OB会補助金	400	—	—	—	—
市友会補助金	891	—	—	—	—
人口急増都市協議会分担金	50	—	—	—	—
児島地区雇用開発協会補助金	40	—	—	—	—
倉敷市さつき展示会負担金	60	—	—	—	—
倉敷市観光協会会費(自然史博物館分)	10	10	—	—	—
倉敷市観光協会会費(美術館分)	10	10	—	—	—
地域開発懇話会会費	20	0	—	—	—
はりきゅう施術給付金	15,692	13,934	—	—	—
はりきゅう施術関係書類点検委託料	26	27	—	—	—
ねんりんピック参加者激励金	270	320	160	120	—
保育園研修費補助金	21,725	—	—	—	—
民間社会福祉施設職員向上対策費補助金	4,800	—	—	—	—

以上の様に、廃止すべきものとした補助金等は時期に若干のずれはあるにしても、平成12年度で全ての補助金等が廃止されている点「答申」どおりで問題はない。

2. 削減等を行うべきものとした補助金等

(1) 「答申」により削減等を行うべきものとした補助金等の過去5年間の執行状況

(単位:千円)

執行名称	8年度執行額	9年度執行額	10年度執行額	11年度執行額	12年度執行額
倉敷市観光協会補助金	39,098	39,034	33,829	35,315	35,935
学校給食会補助金	13,000	10,000	8,000	8,000	7,350
民生委員, 児童委員研修会補助金	313	313	250	250	250

倉敷国際姉妹都市提携委員会補助金	10,507	14,245	16,045	10,818	9,718
国際交流基金運営委員会補助金	8,940	8,106	8,972	7,807	6,516
地域福祉基金運営委員会補助金	4,191	6,391	3,000	3,000	3,000
よい子いっぱい基金運営委員会補助金	7,477	6,156	3,832	3,925	3,921
スポーツ振興基金運営委員会補助金	9,210	6,329	7,600	7,600	6,077
文化振興基金運営委員会補助金	1,786	2,565	827	1,044	510
税務団体協議会等補助金(3地区計)	360	360	324	324	324
社会福祉協議会事務局等人件費補助金	115,906	127,098	124,459	121,682	118,921
納税貯蓄組合補助金	149,587	24,669	18,762	15,787	13,449
国民健康保険料納付組合補助金	46,419	11,300	9,067	7,695	6,123
農業共済納付組合補助金	403	198	—	—	—
倉敷水産協会補助金	9,900	7,900	7,900	7,900	7,900
高齢者能力開発情報センター運営費補助金	3,982	4,194	1,200	1,200	—
倉敷市労働力確保対策協議会補助金	3,500	3,500	2,800	2,800	2,800
シルバー人材センター運営費補助金	53,639	50,985	37,073	37,017	36,864
文化連盟運営費補助金	500	500	} 3,330	2,960	2,960
文化連盟及び加盟団体活動費補助金	3,200	3,200			
高梁川渡船業務補助金	713	423	423	423	423
PTA 家庭教育研修会委託料	200	200	—	—	—
PTA 指導者研修会委託料	200	200	—	—	—
少年団体インリーダー養成事業実施委託料	500	500	—	—	—
世界青年友の会補助金	200	200	—	—	—
海外青少年受入実施事業補助金	200	200	—	—	—
新規学校卒業就職者歓迎大会実行委員会負担金	3,000	3,000	2,700	2,400	2,400
ちややまっくフェスタ補助金	200	200	180	—	—
庄夏まつり補助金	200	200	180	180	180
沙美イベント補助金	3,000	3,000	2,700	2,700	2,700
倉敷天領夏祭り実行委員会負担金	25,300	25,250	7,200	12,200	9,200
せんい児島瀬戸大橋まつり実行委員会負担金	17,000	18,500	3,600	3,600	5,600
玉島まつり運営委員会負担金	13,500	16,000	3,600	3,600	3,600
水島港まつり実行委員会負担金	17,200	17,700	3,600	3,600	3,600
青年フェスティバル実施委託料 ㊤1	0	0	—	—	—
外国青年との交流促進事業実施委託料	0	0	—	—	—
倉敷観光客誘致協議会負担金	14,000	19,000	12,500	14,000	11,500
校区集会所設置費補助金	0	0	109,020	71,099	827
合併処理浄化槽設置費補助金(単市)	80,946	58,357	50,176	108,942	108,475
生垣設置補助金	4,406	1,593	1,917	1,852	1,223

食品衛生協会連絡協議会補助金	540	540	486	432	432
交通警察協助手連絡協議会補助金	1,500	1,500	1,350	1,350	1,350
少年警察協助手連合会補助金	671	671	604	538	538
更生保護婦人会補助金	300	300	270	240	240
婦人協議会補助金	450	450	855	760	760
婦人団体育成研修会委託料	1,000	500	—	—	—
たばこ販売協同組合補助金(3地区計)	1,863	1,863	1,770	1,770	1,770
遺族会補助金	3,531	3,531	5,616	5,286	5,286
遺族特別弔慰金等支給対象者調査等委託料	2,808	2,808	—	—	—
原爆被災者連合会補助金	300	300	270	240	240
傷い軍人会補助金	250	250	225	200	200
在倉県人会連絡協議会補助金	2,180	2,180	1,744	1,323	—
青年団体連絡協議会補助金 ㊤1	0	100	560	560	560
倉敷市内農業協同組合連絡協議会補助金	300	300	240	240	240
はりきゅうあんまマッサージ指圧師会補助金	100	100	90	80	80
倉敷市労働者福祉協議会補助金	500	500	450	400	400
くすのき会補助金	240	240	216	192	192
倉敷中央雇用開発協会補助金	4,806	4,806	4,326	3,845	3,845
児島地区雇用対策協議会補助金	3,778	3,778	3,401	3,023	3,023
玉島地区雇用開発協会補助金	2,818	2,818	2,537	2,255	2,255
防犯対策活動費補助金(生活安全モニター連絡会)	200	200	—	—	—
防犯対策活動費補助金(高齢者を守る活動推進協議会補助金)	300	300	270	240	240
防犯対策活動費補助金(少年を守る母の会)	1,200	1,200	1,080	960	960
社会人野球大会補助金	950	700	500	300	300
街路樹等モニュメント製作設置委託料	20,000	19,999	17,999	17,098	17,098
くらしきスターライトアベニュー負担金	28,000	33,000	25,200	25,200	25,200
おかやま国際貢献NGOサミット補助金	1,500	1,500	1,200	1,000	1,000
青年国内研修補助金 ㊤1	0	150	—	—	—
全国大会等選手派遣補助金	4,749	4,215	1,491	816	703
倉敷市職親の会補助金	—	50	—	—	—
単位老人クラブ補助金	30,180	29,765	28,132	28,128	25,341
老人クラブ連合会補助金	10,763	10,662	10,942	10,041	9,701
老人クラブ大会補助金	800	800	—	—	—
老人余暇活動促進事業補助金	1,488	1,054	806	—	—
民間保育所大規模修繕補助金	23,861	19,870	16,223	18,780	18,405
民間保育所施設整備費補助金	7,445	14,500	34,794	61,090	236,937
老人福祉施設整備費補助金	436,838	789,618	578,625	397,147	73,599

在宅介護支援センター運営委託料（初度調弁費）	1,600	1,600	2,000	1,200	0
精神薄弱者施設整備費補助金	3,777	—	—	—	—
長期入院患者等援護金	15,541	—	—	—	—
視聴覚教育研究協会補助金	160	160	—	—	—
小学校教育研究会補助金	} 36,780	36,622	25,840	25,840	25,840
中学校教育研究会補助金					
高等学校教育研究会補助金					
倉敷朝鮮初中級学校施設整備費補助金	664	672	5,592	520	2,190
学校法人等施設整備費補助金	2,000	—	—	—	—
在外研究員派遣負担金	—	712	—	—	—
奨学金給付金	1,944	2,064	2,004	1,620	1,848
倉敷市い草生産振興協議会補助金	120	120	96	96	96
倉敷市商店街連合会補助金	13,300	16,000	12,635	11,970	11,970
産業公害相談事業費補助金	600	600	480	480	480
岡山インポートフェア負担金	1,500	1,200	900	—	—
商業振興対策事業費補助金（単市）	3,354	50,000	103,857	—	5,000
漁業経営近代化施設整備事業費補助金(単市分)	18,465	12,537	13,000	5,368	4,275
家畜共済加入牛予防注射実施補助金	519	350	—	—	—
保育園運営費及び事務員等雇用補助金	6,560	3,312	2,267	2,293	2,295
保育園加配保母人件費補助金	18,526	19,006	14,792	14,912	14,960
同和対策事業補助金	90,493	79,457	72,588	67,668	62,867
倉敷市立高等学校連絡協議会補助金	240	240	—	—	—
市議会市政調査研究費補助金	91,040	91,200	85,390	83,720	82,136
職員厚生会補助金	74,776	76,339	68,220	60,669	58,553
老人福祉施設整備資金利子補給金	7,533	8,725	9,376	13,101	15,640
児童福祉施設整備資金利子補給金	—	—	—	2,503	2,215
障害者福祉施設整備資金利子補給金	4,082	2,897	3,700	3,461	3,197
敬老記念品等代・長寿（百歳）祝金	2,127	2,631	957	957	1,048

①1 青年フェスティバル実施委託料及び青年国内研修補助金は平成10年度より青年団体連絡協議会補助金へ「答申」どおり統合された。

①2 「答申」どおり削減等が行われたもののなかには、同じ補助金名で執行先の数が増えたため総額が増えているものがある。

以上のように「答申」において削減すべきものとした補助金等105件は以下のような結果にまとめられる。

①「答申」どおり削減されているもの	90 件
②「答申」以上の大幅な削減をしているもの	10 件
③「答申」より削減幅が小幅なもの	2 件
④全く削減等が行われていないもの	3 件

「答申」どおり削減されているものが、大半ではあるがなかには③及び④に含まれる補助金等には問題がある。

(2) 「答申」どおり削減されていない補助金等の理由

㉞「答申」より削減幅が小幅なもの

①倉敷市観光協会補助金

「第1 補助金等の執行事務の10の監査結果」(P16)のところで述べているように、バス駐車場業務に対する補助金は、「答申」の20%削減は難しいとされていたが、「検討委員会」において14年度以降100千円の削減が決定された。

従って、平成14年度以降は「答申」どおり削減されることになる。

②交通警察協助力連絡協議会補助金

平成10年度より10%削減してはいるが、なお「答申」どおりではないのは、市主催行事等への応援等に支障をきたすことが考えられるため。

㉟全く削減等が行われていない補助金等の理由

①倉敷市社会福祉協議会事務局、事務所人件費補助金

「第1 補助金等の執行事務の2の意見」(P6)のところで述べているような理由により、削減できていない。

②倉敷(岡山)朝鮮初中級学校施設整備費補助金

平成9年11月文教委員会で補助金等の適正化について審議された結果を踏まえ、私学教育の振興を図るためにも削減は困難であるとの意見があったため。

③学校法人等施設整備費補助金

上記②倉敷(岡山)朝鮮初中級学校施設整備費補助金の理由と同じ。

3. 「答申」どおりに補助金等を見直したかどうかについての意見

「答申」は、倉敷市が条例を作り権威のある外部の有識者から構成される審議会を平成8年5月から平成9年8月まで合計22回開催した結果のものであり、尊重されるべきものである。しかし、上記(2)に述べているように「答申」どおりに削減されていないものが5件ある。個々の内容を分析すれば、それぞれに理由はあると思われるが、審議会で検討された結果での「答申」であり遵守されるべきである。

また、「答申」にも述べられているように、この「答申」は当面とるべき措置としたもので、それを実施すれば補助金等の今後の見直しが不要となるというものではない。不慮の持続的な検証が特に必要ではないかと思われる。

なお、市では前述したとおり平成13年8月から11月の間に9回補助金の見直しのための補助金検討委員会を開催した。補助金の検討に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

「平成9年8月28日の『答申』で示された4項目すなわち、『市政を開かれたものにする』、『行政サービスの範囲を明らかにすること』、『効率的で効果的な行政サービスを実現すること』及び『財政の健全性を高めること』を基本方針とし、3つの審査基準すなわち、『①補助対象事業は、市として保護、奨励すべき事業であって、また、多くの市民の利益につながるものであること。②個人に対する補助は、社会的弱者に対するものなど、社会政策上必要がある場合に限定すべきものであること。③補助金等は、市の将来計画との整合性があるものであること。』を基本として、次の項目を具体的な着眼点として補助金の見直しを行った。

- (1) 先の『答申』及び市の措置方針における措置事項が実行されているか。
- (2) 『答申』以後の社会経済情勢の変化等の理由により、見直しの必要はないか。
- (3) 団体運営補助金について、決算状況に照らして補助金額は適正か。
- (4) 他都市と比較して補助水準は適正か。
- (5) 市補助金と団体の自主財源の割合はどうか。
- (6) 補助団体における事業費等の内容は補助目的に合致しているか。
- (7) 終期を設定すべきものはないか。」

審議対象件数は、審議対象外とした以下の補助金を除き、平成10年度以降交付又は予算化し実施された217件の補助金である。

審議対象外補助金 68件

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・国、県の補助事業で市の補助率が決まっているもの | 35件 |
| ・単年度限りのものなど臨時的なもの | 14件 |
| ・平成13年度までに方針が決まっているもの | 19件 |

その結果は以下のとおりである。

- | | | |
|-----------|-----|----------|
| ・廃止すべき補助金 | 5件 | 14,101千円 |
| ・削減すべき補助金 | 19件 | 62,328千円 |

監査対象とした補助金等についても、「検討委員会」の見直し対象とされているものがあるが、「検討委員会」の意見は、先に指摘した問題点(P24)を除き、私の監査結果と異なるものではない。さらに「検討委員会」は今後の取り組みとして、「補助金の効果的、効率的運営を図り、行政環境に即応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、概ね、3年後に補助金の見直しを実施することとする。」と述べていることは、前述した不
断の持続的な検証に則った取り組みとして望ましい提言である。

第4章 利害関係

監査の対象とした特定の事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(別紙)

監査対象とした補助金等36件

補助金等名称	平成12年度執行額(千円)
1 倉敷市文化振興財団運営補助金	334,321
2 民間保育所施設整備費等補助金	236,937
3 玉島土地改良区償還補助金	149,879
4 倉敷市社会福祉協議会事務局、事務所人件費補助金	118,921
5 職員厚生会補助金(団体保険取扱事務費補助金他3件含む)	107,525
6 私立幼稚園就園奨励費補助金	102,004
7 重度障害者等住宅改造費補助金	98,524
8 伝統的建造物群保存修理事業費補助金	88,292
9 私立幼稚園少子化対策特別補助金	80,237
10 し尿くみ取り業務補助金	75,348
11 コミュニティ集会所設置費補助金	71,287
12 同和対策事業費補助金	60,778
13 土地区画整理組合補助金	60,000
14 特別養護老人ホーム施設整備費補助金	49,126
15 延長保育事業費補助金	47,799
16 私立幼稚園補助金	40,780
17 第二次救急医療体制整備費補助金	38,401
18 倉敷市勤労者福祉サービスセンター補助金	38,187
19 民生児童委員活動費補助金	37,815
20 倉敷市シルバー人材センター運営費補助金	36,864
21 倉敷市観光協会補助金	34,985
22 看護婦養成機関補助金	33,695
23 知的障害者グループホーム運営事業費補助金	28,359
24 宿泊施設設置奨励金	27,168
25 教育研究団体補助金	25,840
26 単位老人クラブ補助金	25,341
27 環境衛生改善事業補助金	25,171
28 南部最終処分場拡張に伴う地元対策補助金	25,061
29 一時保育事業費補助金	24,108
30 グループホーム施設整備費補助金	23,434

31	精神障害者共同作業所訓練事業費補助金	23,410
32	駐車場設置奨励金	23,132
33	はりきゅう施術給付金	19,081
34	民間保育所大規模修繕費補助金	18,405
35	新世代地域ケーブルテレビ施設整備費補助金	17,190
36	環境衛生協議会補助金	7,972